

富田林市要綱第 8 号

富田林市広報等の配布手数料の交付に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市が発行する広報等の配布に係る手数料（以下「配布手数料」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 広報等 広報とんだばやし及び広報とんだばやしの折込配布チラシをいう。

(2) 広報等配布グループ おおむね 5 軒以上で構成された区域を対象に広報等を配布するために活動する団体のことをいう。

(届出)

第 3 条 本市住民が、前条第 2 号の広報等配布グループを発足し、広報等の配布を行おうとするときは、市長が別に定める届出書を市長に提出しなければならない。

2 前項の広報等配布グループの代表者その他の事項に変更があった場合又は広報配布グループを解散し、広報等の配布を中止する場合は、市長が別に定める届出書を市長に提出しなければならない。

(配布手数料)

第 4 条 配布手数料は、広報等の配布を行った広報等配布グループに対して、年度ごとに一括して交付するものとする。

2 前項の配布手数料の額は、次の表のとおりとする。

区分		1 部当たりの金額
広報とんだばやし		6 円
折込配布チラシ	10 ページ未満	4 円
	10 ページ以上	5 円

(配布手数料の返還)

第 5 条 市長は、広報等の配布に不正又は誤りがあったと認めたときは、既に交付した配布手数料の一部又は全部を返還させることができる。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。